

AMNESTY

アムネスティ・ニュースレター

AMNESTY  
INTERNATIONAL 

# NEWSLETTER

2012年9-10月号

VOL.441

リニューアル  
創刊号!



【特集】

## 人権って、何だろう

【連載企画】

## アムネスティ日本ってどんなNGO?

総会と代議員のしくみ

## 新「定期寄付者制度(仮称)」がスタートします

アムネスティ・インターナショナル日本の公益社団法人化を受けて、財政的なご支援が税制優遇の対象となる、新「定期寄付者制度」がいよいよ10月1日からスタートします。

従来の会員と異なり、月々のお支払額が、すべて優遇の対象となります。月々の支援額は1000円以上であれば、100円刻みで自由にお決めいただけます。一日100円程度のご支援が、アムネスティのさまざまな活動を支える大きな力になります。

新「定期寄付者制度」に参加された場合のご寄付は、所得税の優遇税制の適用を受けるに際し、「税額控除」か「所得控除」かのどちらかを選択いただけます。通常は、「税額控除」の方が還付される額が多く、お得です。

- \* いずれの控除についても税務署への確定申告の手続きが必要となります。勤務先での年末調整では、税制優遇は受けられません。
- \* 確定申告時に必要とされる「証明書」付きの「領収書」は、翌年の1月末までにご指定の住所に送付いたします。
- \* 新「定期寄付者制度」の入会者は、総会での議決権を持つ、「会員」ではありません。議決権を行使するには、別途、個人会員など定款に定められた会員となる必要があります。
- \* ニュースレター等は、会員と同様に配布されます。
- \* 住民税が税制優遇の対象となるかは、お住まいの都道府県税事務所もしくは各市区町村の窓口までお尋ねください。

## 世界人権デー記念イベント シャイン・ア・ライトに参加しよう

12月10日(月)は、国連が定めた『世界人権デー』。世界中の人びとが、国境を越えて、すべての人びとの人権に思いを馳せる日です。

今年は、この世界人権デーを挟む2週間の「世界人権ウィーク」の初日にあたる12月4日に、人権にかかわる活動をしている団体が集まり、世界人権デーの意義をより多くの人びとに知ってもらうために、イベントを開催する予定です。

また、12月10日の世界人権デー当日には、夕刻から全国一斉にアムネスティのキャンドルをかたどったランタンを灯すイベント『シャイン・ア・ライト』を予定しています。このキャンドルイベントは、アムネスティの会員や支援者が友人、知人によびかけ、人権ウィーク中に実施される『ライティング・マラソン』で取り上げる「良心の囚人」や、不当に苦しめられ、絶望の淵にいる人びとのために、希望の光を灯そうというものです(ライティング・マラソンに関しては、p9をご覧ください)。

イベントで使われるランタンは、アムネスティの希望のシンボルである、キャンドルをかたどっています。

このイベントに参加を希望される方は、事務局までご連絡をください。ランタンの作り方のマニュアルや、必要な資材の一部を、事務局より提供いたします。

(TEL: 03-3518-6777 Email: info@amnesty.or.jp)

## CONTENTS

- 01 INFORMATION
- 02 あなたのハガキで救われた人びと 韓国
- 03 ワールドワイドアピール ガンビア、ブルガリア、ブラジル、ロシア
- 05 特集 人権って何だろう?
- 09 あむなう あなたのことが希望の光に——「ライティングマラソン2012」開催
- 10 連載企画 アムネスティ日本ってどんなNGO? 第1回 総会と代議員
- 12 ニュースで学ぶ世界の人権
- 連載 知りたい! 世界のアムネスティ
- 14 連載 おいでよ! 地方グループへ——ハンナグループ/サポーターの声
- 16 One More Voice 暴力では、人の心はかえられない 鴻上尚史さん

### 表紙の写真



強制立ち退きの危機にさらされている、カンボジアの家族。経済発展を急ぐカンボジアでは、強制立ち退きや土地収用が日常的に起こっています。現地の住民の権利を守ろうとする活動家は、でっちあげの容疑で起訴され、投獄されることも珍しくありません。



### アムネスティとは?

アムネスティ・インターナショナルは、1961年に発足した世界最大の国際人権NGOです。人権侵害に苦しむ人びとの存在を知り、「自分も何かできたら」と願う、300万人以上の世界中の人びと、一人ひとりによって成り立っています。ハガキ書きをはじめとする、市民の自発的な行動による人権状況の改善への取り組みが認められ、1977年にはノーベル平和賞を受賞しました。

▶▶▶ [amnesty.or.jp](http://amnesty.or.jp)

# あなたのハガキで救われた人びと

## 韓国

### 兵役を拒否し、投獄された人権活動家が釈放!

良心を理由に兵役につくことを拒否したために、投獄されていた大韓民国（韓国）の人権活動家ムン・ミュンジンさんが、6月29日に仮釈放されました。

ミュンジンさんは、「自らの良心に反する」という理由から兵役につくことを拒否し、18ヵ月の徴役を言い渡されていました。アムネスティは、ミュンジンさんの釈放を求めて、世界中でキャンペーンを展開してきました。

2006年、ミュンジンさんは警察と治安部隊が、デモに参加する人びとを暴力で弾圧する現場を目撃しました。それ以来ミュンジンさんは、良心にもとづいた兵役拒否に、興味を持ち始めたといえます。そして、ミュンジンさんは入隊を命じられた2010年12月14日、国防省の前で記者会見を開き、兵役を拒否することを宣言しました。

韓国には兵役義務の制度があり、20歳になった者は軍事訓練を受ける義務があり

ます。しかし、この義務を拒否し、ミュンジンさんのように逮捕される人は決して少なくなく、現在も800人近くが刑務所に収容されています。

#### ハガキを書いてくれたみなさんへ

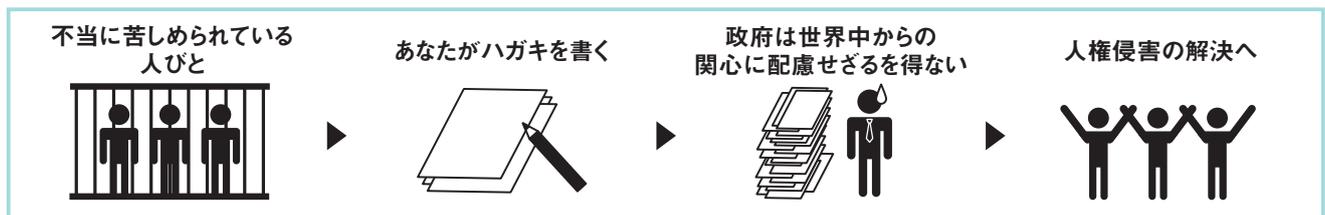
みなさんから、本当に多くのハガキをいただきました。私を個人的に知っているわけではないのに、「あなたの釈放のために、できることをします」と書かれたハガキを見て、心の底から勇気づけられました。一方で、同じように良心を理由に兵役を拒否し、いまだに釈放されずにいる友人たちのことを思うと心が痛みます。良心による兵役の拒否が、権利として認められる日が来ることを、切に願っています。本当にありがとうございます。



人権活動家のムン・ミュンジンさん。本誌2012年4月号のワールドワイドアピールで取りあげました。

# あなたのハガキが世界を変える

1枚のハガキは、絶望の淵にいる人びとに生きる希望を与えます。何千通、何万通と国境を越えて届けられるハガキが、人権侵害の犠牲者を救う。それが、アムネスティの「ハガキ書き」です。



## FAQ ハガキ書きに関するよくある質問

Q どのくらい効果があるのですか？

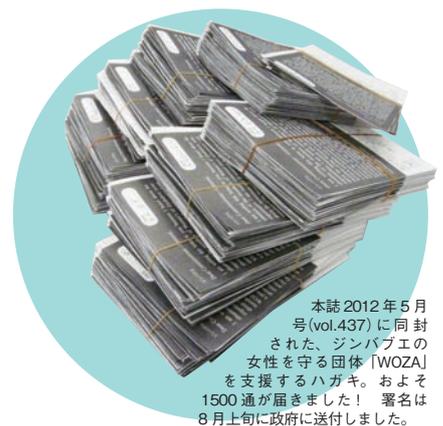
A 人権侵害を止めるために、世界各地から送られるハガキ（オンライン含む）の総数は年間数百万通に上ります。ハガキ書きの対象となった人権侵害のうち、全体のおよそ4割のケースで、何らかの形での状況の改善が報告されています。※2003年度調査結果に基づく

Q 差出人の住所氏名は、日本語でも大丈夫ですか？

A 住所氏名はローマ字で。署名は日本語、ローマ字どちらでも結構です。宛先の政府当局から返事が来る場合があります。その場合、コピーを東京事務所へお送りください。

Q 住所氏名を書いて送付することで、その国へ入国するときに問題はありますか？

A これまで問題が起きたという例はありません。ただ、心配だと思われる方は、アムネスティ日本東京事務所の住所を記載していただいても結構です。



本誌2012年5月号(vol.437)に同封された、ジンバブエの女性を守る団体 [WOZA] を支援するハガキ。およそ1500通が届きました！署名は8月上旬に政府に送付しました。

助けを求めている人びとのために、ハガキを書こう!

# ワールドワイド・アピール

ガンビア

## 奪われる「表現の自由」 元大臣、Tシャツ所持で終身刑

ガンビアで、かつて通信省の大臣を務めたアマドゥ・スカトレッド・ジャネ医師が、2012年1月に重労働をともなう終身刑を言い渡されました。

ジャネ医師は、「今こそ、独裁制に終止符を」というスローガンの書かれたTシャツを所有していたために、「ガンビア大統領や政府を軽視し、人びとの不信感を煽った」として逮捕されたのです。Tシャツは、同国の人権NGOが制作したものです。



ジャネ医師。重労働をともなう終身刑を言い渡され、服役している。

### 法的な根拠もなく、逮捕される

ガンビア国内では、人権を守る活動をしている人びとや、不正を追求するジャーナリストが、違法に逮捕・拘束されたり、拷問や暴行、不公平な裁判を受けるなど、さまざまな形で人権を侵害されています。「表現の自由」が著しく規制されているのです。

アムネスティはジャネ医師を、暴力をふるっていないにも関わらず、その言論や思想を理由に囚われた「良心の囚人」であると考えています。

アムネスティは、ガンビアで執行されている法的な根拠のない逮捕や拘束、裁判なしで行われる処刑、強制的な拉致といった人権侵害を公然と非難するよう、国際社会に呼びかけています。

ガンビア共和国では、1994年の軍事クーデター以来、ジャメ大統領が長期にわたり独裁政治を行っています。政治的自由、とくに表現の自由を厳しく規制しており、ジャーナリストや人権活動家は脅迫や嫌がらせを受け、拷問や強制失踪の対象となるため、恐怖の風潮が続いています。

ハガキを書いてください!

ガンビア政府に手紙を書き、ジャネ医師をただちに、無条件で釈放するよう、呼びかけてください。

■日本語の手紙のあて先

〒153-0042 東京都目黒区青葉台1丁目3-4 セネガル共和国大使館  
特命全権大使：ブーナ・セム・ジュフ 閣下

※ガンビア大使館は、セネガル大使館が兼轄しています。

ブルガリア

## 同性愛を理由に殺害された学生 誰も罪に問われない

2008年9月、25歳の医学生ミハイル・スタヤノフさんが、首都ソフィアのボリソヴァ・グラディナ公園を歩いている最中に何者かに襲撃され、死亡しました。犯罪は残虐極まりなく、ミハイルさんは窒息死するまで暴行され続けました。ミハイルさんは、加害者にゲイだと思われるために、殺害されたとみられています。

2010年、ミハイルさんを殺害した容疑で、2人が逮捕されました。2人はLGBT\*の人びとを毛嫌いするグループの一員で、常日頃から、同公園内にいる同性愛者を標的にしていました。しかし2012年、犯行を裏付ける証拠があるにもかかわらず、2人は保釈されました。これまで彼らは起訴すらされておらず、事件から4年経つ現在も、裁きかけられた者はいません。

### なぜ、加害者は裁かれないのか?

ブルガリア当局は、LGBTの人びとに対し、時としてあからさまな嫌悪感を示します。そして、LGBTを嫌う人びとによる犯罪について、十分な調査をしていません。

また、LGBTに関する犯罪の被害者も警察当局を信頼しておらず、多くの犯罪が通報されないままになっているため、多くの加害者が罪を免れています。

※LGBT＝レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの略



息子スタヤノフさんの遺影を手に持つ、母親のフリスティナさん。

ブルガリアでは、LGBTの人びとや、彼らを支援する活動家に対する犯罪が相次いでいます。LGBTに対する偏見や差別を動機とする犯罪が、今も絶えません。政府当局も、LGBTの人びとの人権の擁護に消極的であり、加害者が特定されないまま打ち切られる捜査が、相次いでいます。

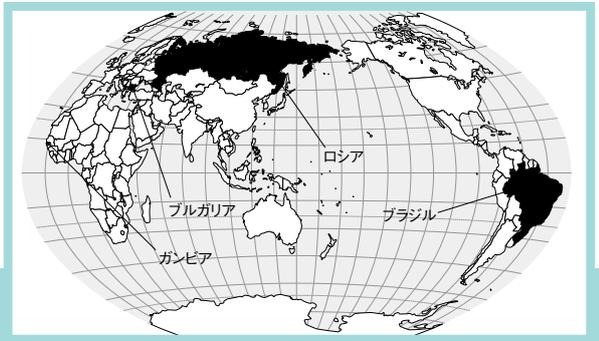
ハガキを書いてください!

ブルガリア政府に手紙を書き、ミハイルさんと殺害した者を裁きかけよう、呼びかけてください。同時に、LGBTの人びとに対する差別をやめるよう、訴えてください。

■日本語の手紙のあて先

〒151-0053 東京都渋谷区代々木5丁目36-3

ブルガリア共和国大使館 特命全権大使 リュボミル・トドロフ 閣下



## ブラジル

### 違法伐採から土地を守る女性 脅される命

ニルシエーヌ・ミグエル・ド・リマさんは、ブラジルの北西部にあるアマゾナス州で、小規模な農業を営む人びとのコミュニティの代表を務めてきました。彼女は数年にわたり、違法な伐採者に雇われた殺し屋から脅迫を受け続けています。



ニルシエーヌさん。違法伐採から土地を守るために戦い続けている。

ニルシエーヌさんに対する脅迫が始まったのは、2009年。きっかけは、彼女が違法に木々を伐採する人びとを告発したことでした。以来、違法伐採者に雇われた殺し屋が、違法伐採を告発する人びとを脅迫し、土地から住民を追い払うようになりました。抵抗する人びとに対しては、殺し屋は暴力を行使します。2007年以降、少なくとも7人以上が殺害されています。

### 家は燃やされ、作物は破壊される

2010年5月から6月にかけて、違法伐採者に雇われた殺し屋が、ニルシエーヌさんを数度にわたり暴行しました。身の危険を感じたニルシエーヌさんは、一時的に家から避難しました。そして、彼女が家に戻ってきたとき、家屋は燃やされ、作物はすべて破壊されていたといいます。

ニルシエーヌさんの親族もまた、脅しを受けています。脅迫があまりにも深刻なため、ニルシエーヌさんは現在、避難生活を強いられています。

経済が急成長し、農地の開発が進むブラジルでは、1970年以降、千人以上が土地問題が原因で殺害されています。しかし、罪に問われる者はごくわずかです。ブラジル当局は、生まれながらの土地に暮らす人びとの人権を尊重し、彼らに対する恐喝行為がなくなるよう保障しなければなりません。

#### ハガキを書いてください！

ブラジルの法務大臣に手紙を書き、ニルシエーヌさんの身の安全を保障するよう呼びかけてください。そして、彼女に対する脅迫をしっかりと調査し、加害者を裁きにかけるよう、訴えてください。

#### 日本語の手紙のあて先

〒107-8633 東京都港区北青山2丁目11-12 ブラジル連邦共和国大使館 特命全権大使 マルコス・ベゼーハ・アボッチ・ガウヴァン 閣下

## ロシア

### 女性パンクバンド プーチン大統領を批判し、禁固刑

モスクワのロシア正教会の大聖堂で、「プーチン大統領を批判する歌を歌った」として逮捕された、女性パンクバンド「プッシー・ライオット」。



バンドのメンバー。3人が、2年の懲役判決を下された。

ロシアの裁判所は8月17日、プッシー・ライオットのメンバー3人に「禁固2年」という判決を下しました。

プッシー・ライオットは2月21日、モスクワのロシア正教会の大聖堂に覆面姿で現れ、「マリア様、プーチンから私たちを救い出して」と歌い、プーチン大統領、および大統領を支援するロシア正教会を批判しました。

### 「歌う自由」を、奪ってはならない

ロシアでは、今年3月に大統領選が行われ、プーチン大統領が再選しました。今回の3人の判決の背後には、政治的な思惑があったとアムネスティは考えています。そして、たとえ彼女たちの歌が侮辱的だったとしても、彼女らの行いは合法であり、起訴は不当です。

これまでに、著名な作家や俳優など、ロシアの文化人200人が、プッシー・ライオットの3人を支持する公開書簡に署名しています。スティング、マドンナ、オノヨーコ、ビョークをはじめ、多くの世界的なアーティストも彼女らを支援しています。

ロシアでは、依然として「表現の自由」が脅かされています。テレビやマスメディアに対しては、強力な国家統制が行われており、プーチン政権を批判するジャーナリストや人権活動家は、脅迫や暴行を受け続けています。警察も、このような事件をしっかりと調査しようとはしません。

#### ハガキを書いてください！

モスクワ当局に手紙を書き、拘禁されているプッシーライオットのメンバーをただちに釈放するよう、呼びかけてください。

#### 日本語の手紙のあて先

東京事務所までお送りください。

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-12-14 晴花ビル 7F アムネスティ日本 ワールドワイドアピール係

# 人権って何だろう？

特集

アムネスティがめざす社会は、「すべての人びとの人権が守られる社会」です。会員の方は、よく耳にする言葉かもしれませんが、そもそも「人権」って何なのでしょう？本特集では、アムネスティの活動の核になっているこの人権について、2つのステップで学んでいきたいと思えます。

## STEP1

### 私たちの生活と人権

#### 人権。 それは、空気のようなもの

「人権というと、すごく遠い世界のこのように感じる」「人権問題といっても実感が無い」という声をよく耳にします。たしかに、日本で生活していると、普段人権を意識することはあまりないかもしれません。

でも、実は私たちの日常生活も、たくさんの人権が守られていることで、成り立っているのです。

たとえば、こんな風景を想像してみてください。朝起きると、お父さんとお母さんがテレビニュースを見ながら、「消費税増税の前にやることあるだろう！」と政府の政策に怒っています。外からは、登校する子どもたちのにぎやかな声が聞こえています。こんな日常の風景も、国の政策に怒りを表明しても投獄されない、子供たちは学校で自由に勉強することができる、

という大切な人権が守られていて、はじめて実現されるのです。

人権は空気のようなものです。人権は、私たちの身の回りに、あまりにもあたりまえに存在し、また守られているためにその大切さに気づきにくいですが、ひとたびなくなってしまうと、平和で安全な生活が脅かされてしまいます。人権は、私たち全員にとって決して無縁のものではないのです。

#### 「権利」と「人権」

突然ですが、私たちが持っている「権利」には、どのようなものがあると思いますか？ できる限り多く挙げてみてください。

- ・思ったことを自由に口に出ること
- ・自分の選んだ宗教を信じること
- ・自由に学ぶこと
- ・自分の選んだ人と結婚すること
- ・好きな音楽を聴くこと
- ・病気になったら医療を受けること

など、無数に挙げられますね。これ

らはすべて、私たちが持っている「権利」です。「権利」と「人権」の関係はちょっとややこしいですが、少しだけ頭を使って読んでみて下さい。

「権利」とは、「社会が守るべきもの」のうち「誰かに要求することが認められるもの」といえます。そして、社会の中で要求された「権利」のうち、ある基準を満たしたものが、「人権」として認められ、社会がその「人権」を守るために制度や法律がつくられていくのです。

今の日本では、先述した「権利」はすべて「人権」として認められ、憲法で保障されています。では、どのような「権利」がどのような基準で「人権」と認められるのか？ その答えは、ステップ2でみていきましょう。

## STEP2

### 人権が守られるまで

#### 人権は一夜にしてならず

先ほど、「人権は空気のようなもの」



不当に投獄された人びとの釈放を願い、風船を空に飛ばすアクションを行うアムネスティ・フィンランド支部のメンバー。

といいましたが、憲法で保障され、今の日本では「あたりまえ」だと思われる人権も、ずっと「あたりまえ」だったわけではありません。

たとえば、「国の政策に反対しても投獄されない」という権利は、第二次世界大戦中の日本では認められていませんでした。治安維持法という国民の

思想の自由を制限する法律によって、政府を批判したり戦争に反対した人は警察に捕まりました。ときには拷問を受け、獄死した人もたくさんいます。そして、第二次世界大戦後に初めて、「政府の政策に反対しても投獄されない」という権利が人権として認められ、憲法で規定されたのです。

このように、人権は、人権がなかった時代の無数の人びとの苦しみや願いから、社会の中で作られてきたものなのです。そして、その過程は今も続いています。人権は、誰かから与えられるものではありません。人びとの要求により、生み出されるものです。つまり、人権とは、私たちの手でつくって



## 考えてみよう!——身近な人権問題

COLUMN

以下の事例を考えてみて下さい。みなさんは、どのような人権問題があると思いますか？  
誰の人権が、どう侵害されているのでしょうか？

**事例：**Aちゃんは、授業中いつも走り回ったり声を出したりして、授業を妨害していました。先生がいくら注意をしても、Aちゃんはいつにも聞かれません。  
このようなAちゃんの行動をうけ、クラスの子は、Aちゃんをいじめの対象にしました。先生も、いじめを黙認していました。結局、Aちゃんはいじめに耐えかねて、転校してしまいました。

人権問題のケースを考えるときに、大切なのは、個々の行為を分離することです。「授業を妨害した」という行為と、「いじめを受けた結果、転校せざるを得なくなった」という事実は、わけて考える必要があります。

授業を妨害したAちゃんは、たしかに他の子供の教育を

受ける権利を侵害しています。ただし、ここでは、先生が適切な指導をできていなかった、という問題もあります。しかし、「先生がいじめを黙認してしまった結果として、Aちゃんが転校せざるを得なかった」という事実は、Aちゃんに対する絶対的な人権侵害です。

罪を犯した人の権利や、働くことのできない人の権利を考える際にも、この事例と同じように、個々の行為を整理し、「それぞれの行為によって、誰の人権が侵害されているのか」という視点で問題を考えてゆくことが大切です。罪を犯してから償った人には、安心した生活を送る権利はないでしょうか？ 働くことのできない人には、娯楽を楽しむ権利はないでしょうか？ 自分の周りの人権問題についても、このような視点から一度考えてみましょう。

いくものなのです。

## 人権基準はどこにある？

では、社会で要求された「権利」が「人権」として認められる基準はどこにあるのでしょうか？

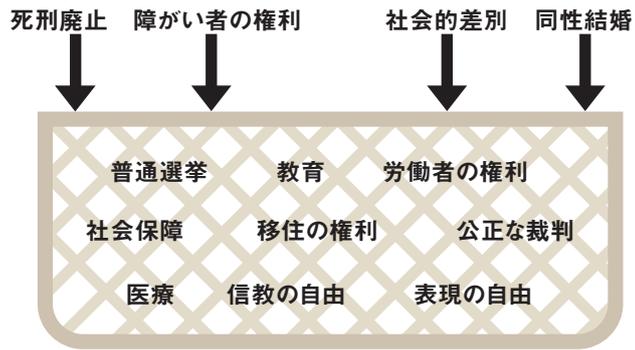
その基準を考えるためには、人権の目的を考える必要があります。人権の目的は、「人としてあたりまえに認められることを守ること」です。では、どのようなことが「人としてあたりまえに認められること」なのでしょう？ 世界人権宣言（注）の第1条にはこうあります。

### 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

この一文の中には、「自己決定（自由）」「公正（平等）」「生存」という3つのものの大切さがうたわれています。まさに、この3つのものが「あたりまえに認められるべきもの」であり、これらを社会で守るために、社会がやるべきこと、保障しなければならない条件、これが「人権」の基準になるといえるでしょう。

図1 人権バスケット



はじめに、人権バスケットの中に放り込まれたのは、財産権や信教の自由、参政権です。これらは、フランス人権宣言、アメリカの独立宣言でうたわれています。その後、第二次世界大戦後に放り込まれたのが、労働権、社会権規約、医療の権利などです。そして、今入っているものとしては、障がい者の権利、死刑制度の廃止などが挙げられます。

## 人権バスケット

社会の中で人権が要求され、認められていく過程は、バスケット（かご）をイメージすると、わかりやすいかもしれません（図1）。

一つの大きなバスケットを想像してみてください。そのバスケットの中に、さまざまな人が、さまざまな権利を放り込んでいきます。そして、それらの権利の中で、社会で認められたものが、制度として承認され、「人権」として確立していきます。

人権バスケットの中には、次の3つの段階があります。

1. 確立した人権条約（憲法・法律・批准した条約）
2. ほぼ確立した基準（国際規約など）
3. 形成途上の人権基準（障がい者の権利など、人間の尊厳のために、社会が保障すべき条件）

この3つの段階を経て、さまざまな権利の要求が、「人権」として確立していきます。

どのような権利の要求の裏にも、かならず誰かの苦しみがあります。これらの苦しみが人間として共通のものであるからこそ、社会で認められ、守られる権利となっていくのです。

注 世界人権宣言  
「すべての人間が、生まれながらに基本的人権を持っている」ということを、歴史上初めて公式に認めた宣言。1948年に国連で採択された。

## アムネスティの力で、新しい「人権」がつけられた

### COLUMN

アムネスティの活動によって、これまでに生み出された人権もたくさんあります。

たとえば、2003年、アムネスティの呼びかけで、世界の武器の貿易を規制する条約を求める、「ミリオン・フェイス」キャンペーンが行われました。同キャンペーンには、全世界で100万人以上が参加し、日本でも1万人近くの顔署名が集まりました。

当初、この条約は、「非現実的だ」「理想にすぎない」などと言われ、支持する国もわずかでした。しかし今や、こ

の活動の成果が実り、武器を規制する条約が国連でつくられつつあります。

また、1984年に、拷問やその他の非人道的な扱いを禁止する、拷問等禁止条約が国連で採択されました。これも、アムネスティの働きかけによるものです。

「見捨てられ、苦しんでいる人びとを救いたい」と願う、アムネスティのサポーター一人ひとりの声が重なって、大きな力となり、これらの人権を守るために欠かせない国際的な条約をつくりあげるに至ったのです。